

佐倉市八街市酒々井町消防組合告示第1号

平成30年2月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年2月2日

佐倉市八街市酒々井町消防組合管理者 蕨 和 雄

- 1 期 日 平成30年2月9日（金） 午後3時30分 開議
- 2 場 所 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部講堂

○平成30年2月9日

○現在議員12名で次のとおり

1番	石	渡	康	郎
2番	村	田	穰	史
3番	山	口	文	明
4番	三	橋	秀	夫
5番	鈴	木	昭	三
6番	林		政	男
7番	林		修	三
8番	石	井	孝	昭
9番	福	田		守
10番	越	川	廣	司
11番	小	早	稲	賢
12番	宮	野	孝	雄

平成30年2月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会

○議事日程

平成30年2月9日（金曜日）午後3時30分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の上程

議案第1号から議案第4号を一括上程

提案理由の説明

議案第1号 質疑、討論、採決

議案第2号 質疑、討論、採決

議案第3号 質疑、討論、採決

議案第4号 質疑、討論、採決

日程第4 一般質問

○本日の会議に付した事件

1. 開 会
2. 諸般の報告
3. 会議録署名議員の指名
4. 会期の決定
5. 議案第1号から議案第4号の上程、説明
6. 議案第1号の質疑、討論、採決
7. 議案第2号の質疑、討論、採決
8. 議案第3号の質疑、討論、採決
9. 議案第4号の質疑、討論、採決
10. 一般質問
11. 閉 会

○出席議員（11名）

1番	石	渡	康	郎
2番	村	田	穰	史
3番	山	口	文	明
5番	鈴	木	昭	三
6番	林		政	男
7番	林		修	三
8番	石	井	孝	昭
9番	福	田		守
10番	越	川	廣	司
11番	小	早	稲	賢
12番	宮	野	孝	雄

○欠席議員（1名）

4番	三	橋	秀	夫
----	---	---	---	---

○説明のため出席した者の職氏名

管 理 者	蕨		和	雄
副 管 理 者	北	村	新	司
副 管 理 者	小	坂	泰	久
会 計 管 理 者	菊	間	隆	夫
消 防 長	豊	田	光	弘
次 長	太	田	文	和
総 務 課 長	石	井	美	智
予 防 課 長	秋	元		芳
警 防 課 長	立	崎	俊	和
指 揮 指 令 課 長	渡	邊	敏	行
佐 倉 消 防 署 長	山	田	政	二
志 津 消 防 署 長	郡	司	敏	夫
八 街 消 防 署 長	藤	崎	昌	之
酒 々 井 消 防 署 長	原	田	英	樹

○議会事務局出席職員氏名

書	記	長	岡	野	好	伸
書		記	深	澤	則	広
書		記	敦	賀	和	隆

◎開会及び開議の宣告

(午後 3時31分)

○議長（山口文明） 始めに、佐倉市企画政策部秘書課より組合議会定例会において議場における写真撮影の依頼があり、消防職員が撮影のため入室することを許可いたしましたので、ご報告いたします。

ただいまの出席議員は11名であります。

したがって、平成30年2月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会は成立いたしましたので開会いたします。

◎諸般の報告

○議長（山口文明） 日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

監査委員より例月出納検査の結果について報告がありましたので、それぞれお手元に配付いたしました印刷物によりご了承願います。

続きまして、消防長より行政報告をいたしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

消防長。

(消防長 豊田光弘 登壇)

○消防長（豊田光弘） 消防長の豊田光弘でございます。お許しをいただきまして平成29年度に実施いたしました主要事業につきまして行政報告をさせていただきます。

まず、職員の人員調整計画を実施いたしました。これは、昨年10月組合議会定例会におきまして可決をいただきました定数条例の改正により、職員定数を372人から395人に引き上げ、段階的に増員いたそうとするもので、平成30年4月1日から実施するものでございます。こちらは、大量退職期を迎えるにあたり消防力の低下を防ぐためのものでございます。

次に、庁舎管理についてでございますが、現在、当消防組合の整備計画に基づき佐倉消防署神門出張所庁舎の改築工事を実施しております。

こちらの事業は、平成30年度までの継続事業として、昨年8月1日から工事に着手しております。職員の勤務環境の改善を図るとともに、佐倉市南部地区の防災拠点として市民の皆様の負託に応えられますよう、庁舎を整備するものでございます。現在までの進捗状況といたしましては、隣地との擁壁工事、杭工事及び基礎工事が完了し、鉄骨の建て方まで約30パーセントの進捗でございます。

なお、本工事は、神門出張所の業務を休止することなく行い、本年9月25日の竣工を予定しております。

次に、予防業務についてでございますが、まず、平成29年4月1日から、違反建物に対する公表制度の運用を開始いたしました。この制度は、消防法令違反により消防機関が命令を行った場合は、違反内容について建物入口に標識を設置するなどして公示をしておりますが、公示に至るまでの間は、建物の危険性に関する情報が利用者に提供されない状況であるため、利用者自らが建物の防火安全に関する情報を確認し、その判断で活用できるよう、立入検査の際に確認した重大な消防法令違反に係る情報を消防組合ホー

ムページで公表する制度でございます。

公表の対象となる建物は、飲食店、ホテル、物販店、病院等の不特定多数の者が出入りする建物や自力避難困難者が利用する社会福祉施設等とされ、本年度中に公表した対象建物は1件で、屋内消火栓設備及び自動火災報知設備の未設置による違反でございました。現在も予防課により違反是正のため指導中でございます。

次に、住宅防火対策の強化が予防行政の大きな課題となっております。当消防組合では、既に住宅用火災警報器の設置が義務付けられており、平成28年度の国の指導に基づく調査結果では、消防組合管内の設置率は74%で、条例に適合しているかの条例適合率51%でありました。全国平均は設置率81.7%、条例適合率66.4%で、千葉県平均は設置率77.6%、条例適合率60.3%でございますので全国及び千葉県平均の設置率、条例適合率よりも低い状況であります。また、昨年中の建物火災の発生状況では、住宅及び共同住宅を併せますと、30件発生しており、これらの占める割合は全体の約60.0%でございますので、引き続き住宅防火対策の強化に取り組んでまいります。

次に、去る1月31日に北海道札幌市で発生した下宿火災では、死者11名、負傷者3名の被害が発生いたしました。当消防組合管内には同種の施設が10施設ございますが、構成市町関係部局と連携しながら立入検査を実施し、出火防止対策の徹底を図ってまいります。

次に、警防業務につきまして報告をさせていただきます。救急に関する事業でございますが、平成29年3月に開催されました第30回印旛地域救急業務メディカルコントロール協議会総会において「ビデオ喉頭鏡の導入について」が可決された事を受けまして、昨年の10月議会におきまして補正予算措置し、ビデオ硬性挿管用喉頭鏡、通称ビデオ喉頭鏡を全救急隊11隊の他、救急予備車2台分を含む合計13隊に配備いたしました。このビデオ喉頭鏡は、救急出動した際に救急救命士が行う救急救命処置の一つであります気管挿管の実施率が上がり救命率の向上が期待出来ると共に、誤った気管挿管による事故防止にも繋がることから、気管挿管時の安全性の向上が図られます。

また、救急救命士がこのビデオ喉頭鏡を使用した気管挿管を実施するためには、印旛地域救急業務メディカルコントロール協議会が主体となった教育訓練と病院実習を受けた後、県の認定を受けることが必須となっておりますが、この救急救命士につきましても今年度養成を行い、現在8名が認定を受けております。

この救急救命士を中心に平成30年2月1日から正式運用が開始され、当消防組合の救急業務における適正な処置の向上が図られたところでございます。

次に、毎年度実施しております緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練についてでございますが、緊急消防援助隊とは、阪神・淡路大震災を契機に平成7年6月に創設され、平成15年6月の消防組織法の改正により法制化された部隊であります。大地震などの大規模災害等において被災した都道府県内の消防力では対応が困難な場合に、被災地以外の都道府県から消火、救助、救急などの応援を行うものであります。

平成29年4月現在では、全国で5,658隊が登録され、主な活動事例として平成23年の東日本大震災、平成27年の関東・東北豪雨、平成28年の熊本地震などがございます。当消防組合におきましても、平成

23年に発生いたしました東日本大震災では15隊47名、平成27年に発生いたしました関東・東北豪雨では、2隊9名が出動しており、現地で人命検索などの活動を実施しております。

このような大規模、特殊災害におきまして、迅速かつ的確に緊急消防援助隊の活動を展開することを目指し、緊急消防援助隊の技術及び連携活動能力の向上を目的に、平成8年度から全国を6ブロックに区分して、毎年1回実践的な地域ブロック合同訓練を実施しております。本年度におきましては、昨年10月に群馬県を開催地として1都10県の消防機関及び関係機関が集結して2日間にわたり合同訓練が実施され、当消防組合から救助部隊1隊5名、後方支援部隊1隊4名が訓練に参加し連携活動の強化に努めたところでございます。

今後も大規模災害時の迅速かつ効果的な活動が実践できますよう、本訓練に積極的に参加し、当消防組合の災害活動能力の向上に努めてまいります。

次に、昨年6月に千葉県消防学校で開催されました第42回消防救助技術千葉県大会の結果につきまして報告をいたします。本年度の大会では、当消防組合から5種目に9チーム、29名が出場いたしました。日頃の訓練の成果を発揮することができたと考えております。その結果、ほふく救出の種目におきましては2位に入賞、また、ロープ応用登はんの種目におきましても、4位に入賞いたしました。しかしながら、関東大会、全国大会といった上位大会へ進むことが出来ませんでした。今後も救助技術の高度化、充実を目的として、救助隊員の体力、精神力の向上と高度、特殊救助技術の習得等を図るため、継続的に有効な訓練を実施してまいります。

最後に、ちば消防共同指令センターに関する応援・受援出動につきまして、報告を申し上げます。

平成25年4月、ちば消防共同指令センターの運用開始後、隣接消防本部への応援等について、災害発生消防本部に出動可能な消防隊又は救急隊が無い場合、隣接する消防本部から最も早く到着できる消防隊、救急隊を選別して出動させております。また、傷病者の救命に不可欠であると判断された救急事案については、管轄する構成市町村等の区域にかかわらず、最も早く到着できる救急隊を選別し出動させております。

平成29年中の当消防組合からの救急隊応援出動は80件でございました。そのうち、出動可能な救急隊が無い場合のゼロ隊事案は26件、救命に不可欠であると判断された救命事案は54件となっています。構成市町別で見ますと、千葉市11件、四街道市19件、富里市7件、成田市1件、東金市19件、山武市15件、大網白里市2件、印西市6件となっております。また、応援を受けましたのは、26件でゼロ隊事案1件、救命事案25件となっています。構成市町別では佐倉市へ11件、八街市へ13件、酒々井町へ2件の応援をいただいております。

以上で、行政報告を終わりにさせていただきます。

なお、平成29年中の災害活動状況につきましては、別添により資料を提出させていただいておりますので、ご覧いただきたいと思います。

○議長（山口文明） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第73条の規定により議席番号5番 鈴木昭三議員、議席番号6番 林政男議員の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（山口文明） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山口文明） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたします。

◎議案第1号から議案第4号の上程、説明

○議長（山口文明） 日程第3、議案を上程いたします。

お諮りいたします。議案第1号から議案第4号までの4件を一括議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山口文明） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第4号までの4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者。

（管理者 蕨 和雄 登壇）

○管理者（蕨 和雄） 本日、ここに平成30年2月組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともご多忙にもかかわらず出席を賜り、本議会が成立いたしましたことを厚く感謝申し上げます。

それでは、ただいまから、本定例会に提案をいたしました議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号 佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を踏まえ、国及び千葉県に準じた所要の改正を行い、併せて消防本部組織の再編成に伴う関連規定の整備をいたそうとするものでございます。

議案第2号 佐倉市八街市酒々井町消防組合手数料条例の一部を改正する条例の制定について、でございますが、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、本条例に規定する別表で定める金額の一部を改正いたそうとするものでございます。

議案第3号 平成29年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算についてでございますが、歳

入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,888万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億7,100万6,000円といたそうとするものでございます。

議案第4号 平成30年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億2,223万9,000円といたそうとするもので、予算の総額は歳入歳出それぞれ前年度に比べ8.1%、3億8,343万6,000円を増額するものでございます。

以上、本定例会に提案いたしました議案につきまして提案理由の説明を申し上げましたが、細部につきましては、担当者から説明をいたさせますので、何とぞ慎重にご審議のうえ可決くださいますようお願いを申し上げ提案理由の説明を終わります。

○議長（山口文明） 提案理由の細部の説明を求めます。

次長。

（次長 太田文和 登壇）

○次長（太田文和） 消防本部次長の太田文和でございます。提案理由の細部の説明をさせていただきます。

議案第1号 佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、平成29年8月8日付けの人事院勧告及び同年10月13日付けの千葉県人事委員会勧告を踏まえ、消防組合職員の本年度以降の給与について、国及び千葉県に準じた所要の改正をいたそうとするものでございます。

改正内容といたしましては、民間給与との格差に見合うよう第1条関係において、国及び千葉県の増額改定に準じて給料月額を引き上げるものでございます。

級別の改定率は0.48%から0.09%で、平均改定率は0.2%でございます。また、現行100分の9とされている地域手当の支給割合を100分の9.2とし、附則による平成30年3月31日までの支給割合の範囲についても100分の9.2に引き上げるほか、平成29年度の勤勉手当の支給割合を0.1月分引き上げて、12月期の勤勉手当に配分し、0.85月から0.95月に引き上げるものでございます。

続きまして、第2条関係でございますが、平成30年度以降の勤勉手当について、6月期及び12月期の勤勉手当率が均等になるよう、それぞれ0.9月といたそうとするものでございます。

また、消防本部組織の再編成を行うため、別表第2中、職務の級6級に規定する室長及びその他の職員に係る職名を削るものでございます。

続きまして、議案第2号 佐倉市八街市酒々井町消防組合手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が、平成30年1月26日に公布されたことに伴い本条例を改正し、平成30年4月1日から施行いたそうとするものでございます。

内容につきましては、危険物申請手数料のうち準特定屋外タンク貯蔵所及び特定屋外タンク貯蔵所に係る設置許可等の申請手数料を引き上げるものでございます。

続きまして、議案第3号 平成29年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算についてござ

いますが、補正予算書の1ページをお開きください。第1条に記載いたしますとおり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,888万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億7,100万6,000円といたそうとするものでございます。

8ページをお開きください。2の歳入でございますが、1款2項1目庁舎建設費負担金は、補正前の額が1,331万円で、45万円を減額し、1,286万円といたそうとするものでございます。これは、佐倉消防署神門出張所庁舎改築工事設計意図伝達業務委託を執行しないことによる減額でございます。

次に、5款1項1目利子及び配当金は、補正前の額が1,000円で、1,000円を増額し2,000円といたそうとするものでございます。これは、財政調整基金の預金利子の増額によるものでございます。

次に、5款2項1目物品売払収入は、補正前の額が1,000円で、44万9,000円を増額し45万円といたそうとするものでございます。これは、今年度の車両更新に伴い不用となった消防車両を売払うことにより、増額いたそうとするものでございます。

次に、7款1項1目財政調整基金繰入金は、補正前の額が1,208万3,000円で、1,086万7,000円を増額し2,295万円といたそうとするものでございます。これは、補正予算財源として繰り入れを行うものでございます。なお、財政調整基金の年度末残高見込み額は1億6,479万1,177円でございます。

次に、9款2項1目雑入は、補正前の額が1億7,877万1,000円で、5,054万8,000円を増額し2億2,931万9,000円といたそうとするものでございます。増額の理由につきましては、消防救急無線整備工事に係る損害賠償金相当額及び千葉県派遣職員負担金によるものでございます。

次に、10款1項1目組合債は、補正前の額が3億5,640万円で、1億4,030万円を減額し2億1,610万円といたそうとするものでございます。これは、消防車両5台の更新事業及び佐倉消防署神門出張所庁舎改築工事の起債額確定に伴い減額するものでございます。内容といたしましては、消防車両整備事業に係る組合債につきましては、1,330万円を減額、佐倉消防署神門出張所庁舎改築工事に伴う組合債につきましては、建築工事に係る平成29年度分の前払金請求がなかったため、平成30年度に全額支出するほか、事業費確定に伴い1億2,700万円を減額するものでございます。

続きまして、次ページへ進んでいただきまして、3の歳出でございますが2款1項1目一般管理費は、補正前の額が54万4,000円で、5,099万8,000円を増額し5,154万2,000円といたそうとするものでございます。これは、財政調整基金預金利子、消防車両の売払い収入、消防救急無線整備工事に係る損害賠償金相当額及び千葉県派遣職員負担金を25節積立金として積立てるものでございます。

次に、3款1項1目常備消防費は、補正前の額が41億5,978万2,000円で、243万3,000円を減額し41億5,734万9,000円といたそうとするものでございます。

内容といたしましては、地域手当及び勤勉手当の支給率の引き上げに伴い、3節職員手当等を1,500万円増額し、育児休業者、死亡退職者等の発生により、2節給料を1,500万円、消防車両購入費等の確定に伴い、18節備品購入費を243万3,000円、それぞれ減額するものでございます。

次に、3款1項2目庁舎建設費は、補正前の額が1億7,061万円で、1億2,745万円を減額し4,316万円といたそうとするものでございます。内容といたしましては、13節委託料で、佐倉消防署神門出張所庁舎改築

工事設計意図伝達業務委託につきましては、本工事に係る設計業務と工事監理業務が同一業者であり、設計意図を迅速・的確に施工業者へ伝達できますことから、当該委託事業を執行しないことに伴い45万円を減額、15節工事請負費で、佐倉消防署神門出張所庁舎改築工事の前金払いの未実施及び事業費確定に伴い、1億2,700万円を減額するものでございます。

続きまして、3ページにお戻りください。第2表継続費補正でございますが、佐倉消防署神門出張所庁舎改築工事の平成29年度年割額につきましては、補正前が1億7,016万円で、1億2,700万円を減額し4,316万円とし、平成30年度年割額につきましては補正前が2億5,524万円で、1億2,700万円を増額し3億8,224万円といたそうとするものでございます。

次に、第3表 債務負担行為補正でございますが、年度当初から実施する廃棄物処理業務委託2事業について、債務負担行為の追加補正をいたそうとするものでございます。なお、平成29年度中の支出はございません。

次に、第4表地方債補正でございますが、消防車両整備事業は、補正前の限度額が1億9,910万円で、1,330万円を減額し補正後の限度額を1億8,580万円とし、消防庁舎整備事業は、補正前の限度額が1億5,730万円で、1億2,700万円を減額し、補正後の限度額を3,030万円といたそうとするものでございます。

続きまして、議案第4号 平成30年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計予算についてでございますが、別冊となっております予算案資料の1ページ及び2ページの1総括表をご覧ください。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ51億2,223万9,000円で、前年度と比較して3億8,343万6,000円、率にして8.1%の増でございます。

平成30年度の主な事業といたしましては、5ページをご覧ください。5主要事業の概要にあるとおり、(1)常備消防費では消防車両5台の更新、消防用ホースの購入等でございます。また、次ページの(2)庁舎建設費では、平成29年度、30年度の継続事業で実施いたします佐倉消防署神門出張所庁舎改築工事監理業務委託及び庁舎改築工事でございます。なお、平成30年9月末に改築工事が完了する予定でございます。

それでは、予算書の7ページをお開きください。

2歳入でございますが、1款1項1日常備消防費分担金は、38億3,567万8,000円で、前年度と比較して8,608万7,000円の増となっております。増となった主な要因は、前年度に行われた給料及び一部手当の改定並びに共済費等の人件費の増額によるものでございます。

2目長期債償還分担金は、4億7,160万6,000円で、前年度と比較して5,540万2,000円の増となっております。増となった主な要因は、酒々井消防署庁舎耐震改修・増改築工事及び佐倉消防署神門出張所庁舎改築設計業務委託並びに消防車両7台の更新に伴う借り入れの償還が開始されることによるものでございます。

2項1目庁舎建設費負担金は、3,449万7,000円で、前年度と比較して、2,118万7,000円の増となっております。

構成市町別の分担金及び負担金の状況につきましては、別冊の予算案資料の4ページをご覧ください。構成市町別の合計で、佐倉市が26億8,351万4,000円で前年度と比較して9,554万4,000円、3.69%の増、八街市が11億9,285万1,000円で前年度と比較して4,840万1,000円、4.23%の増、酒々井町が4億6,541万6,000円

で前年度と比較して1,873万1,000円、4.19%の増となっております。

続きまして、予算書の7ページにお戻りください。2款1項1目手数料は、危険物申請手数料等で200万円でございます。

次に、3款1項1目国庫補助金は、3,529万3,000円で前年度と比較して1,406万円の増で、佐倉消防署神門出張所配置の災害対応特殊化学消防ポンプ自動車、八街消防署及び志津消防署志津南出張所配置の災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の更新に伴う消防防災体制等整備費補助金を計上したものでございます。

次ページへ進んでいただきまして、4款1項1目県補助金は128万8,000円で前年度と同額で、警防課配置の指揮車更新に伴う消防防災施設強化事業補助金を計上したものでございます。

次ページへ進んでいただきまして、9款2項1目雑入は、1億8,577万1,000円で前年度と比較して700万円の増で、退職手当負担金還付金、保険事務手数料等、高速自動車国道救急業務支弁金、千葉県派遣職員負担金でございます。

次に、10款1項1目組合債は、5億5,610万円で前年度と比較して1億9,970万円の増で消防車両5台の更新、ちば消防共同指令センター部分更新負担金、Jアラート更新業務委託及び佐倉消防署神門出張所庁舎改築工事・工事監理業務委託によるものでございます。

続きまして、次ページへ進んでいただきまして、3歳出でございますが、1款議会費は、125万3,000円で前年度と比較して、38万2,000円の減でございます。

次に、2款1項1目一般管理費は、49万1,000円で前年度と比較して5万3,000円の減でございます。

次ページへ進んでいただきまして、2項1目監査委員費は、11万2,000円で前年度と比較して3,000円の増でございます。

次に、3款1項1目常備消防費は、42億4,658万円で前年度と比較して9,888万円の増でございます。

増となった主な要因は、前年度に行われた給料及び一部手当の改定並びに共済費等の人件費の増額によるものでございます。

続きまして、15ページへ進んでいただきまして、2目庁舎建設費は4億19万7,000円で、前年度と比較して2億2,958万7,000円の増でございます。増となった主な要因は、平成29年度、30年度の2か年の継続費を設定しております佐倉消防署神門出張所庁舎改築工事に係る年割額の変更によるものでございます。

次に、4款1項1目元金は組合債元金償還金で4億4,896万4,000円、前年度と比較して5,988万4,000円の増でございます。増となった主な要因は、平成29年度に償還が完了する事業が4事業に対し、平成30年度から償還が開始される事業が10事業となり、その差額によるものでございます。

次に、2目利子は組合債利子償還金で、2,264万2,000円、前年度と比較して448万2,000円の減でございます。

続きまして、4ページへお戻りください。第2表継続費でございますが、ちば消防共同指令センター部分更新負担金は総額が1億1,395万3,000円で、平成30年度の年割額が1,139万6,000円で10%、平成31年度の年割額が1億255万7,000円で90%で設定いたそうとするものでございます。

次に、第3表地方債でございますが、起債の限度額を消防車両等整備事業で1億9,040万円、消防庁舎整

備事業で3億6,570万円といたそうとするものでございます。

なお、22ページ、最終ページの下段の表「地方債に関する調書」に記載いたしますとおり、組合債の平成30年度末現在高見込額は23億9,718万9,000円でございます。

以上で提案理由の細部の説明を終わりますが、予算書の16ページ以降の給与費明細書、継続費に関する調書、債務負担行為に関する調書につきましては、記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（山口文明） 議案第1号 佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山口文明） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山口文明） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第1号 佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山口文明） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（山口文明） 議案第2号 佐倉市八街市酒々井町消防組合手数料条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入ります。

質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山口文明） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山口文明） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第2号 佐倉市八街市酒々井町消防組合手数料条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山口文明） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（山口文明） 議案第3号 平成29年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山口文明） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山口文明） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第3号 平成29年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山口文明） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（山口文明） 議案第4号 平成30年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計予算について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山口文明） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山口文明） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第4号 平成30年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計予算について採決いたします。
お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山口文明） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上を持ちまして、本議会に付議されました案件は終了いたしました。

◎一般質問

○議長（山口文明） 日程第4、一般質問を行います。

議席番号7番、林 修三議員の質問を許します。

林 修三議員。

（議席番号7番 林 修三 登壇）

○7番（林 修三） 議席番号7番、林 修三でございます。今般、一般質問の機会を与えて頂きまして、誠にありがとうございます。どうぞよろしくご指導いただきたいと思います。

まず冒頭に、消防組合本部におかれましては、私ども市民、町民の生命財産を守り安心安全に生活できるように、日夜、消防活動に取り込まれていることに、この場をお借りしまして、深い敬意と感謝を申し上げます。ありがとうございます。

先般頂きました、佐倉市八街市酒々井町消防組合公共施設等総合管理計画書、平成29年12月の冊子、資料を読ませていただきまして、この中からいくつか質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

今後の職員数の状況について、(1)として職員の大量退職期を向かえるにあたり、今後の10年間の退職者数の推移についてお伺いします。(2)として消防組合が考える職員の適正人数と、それを目指した当座の対応策についてお伺いするものでございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（山口文明） 消防長。

（消防長 豊田光弘 登壇）

○消防長（豊田光弘） 消防長の豊田光弘です。林 修三議員のご質問にお答えいたします。

職員の大量退職期を迎えるにあたり、今後10年間の退職者数の推移、消防組合が考える職員の適正人数とそれを目指した当座の対応策についてでございますが、平成29年度から平成38年度までの10年間で退職する職員数は123人で、現在の職員定数372人に対しまして約33%の退職者が発生いたします。

また、平成35年度から平成38年度の4年間では、職員総数の約2割にあたる74人が定年を迎え、特に平成35年度におきましては、当消防組合のおおむね1出張所分にあたります24人が退職する状況でございます。

次に、職員の適正人員数と当座の対応につきましては、総務省消防庁が示す「消防力の整備指針」に基

づいた当消防組合の適正人員は、現在の372人から53人多い、425人と算出されています。

これらを踏まえた当座の対応策といたしましては、昨年10月組合議会定例会におきまして可決をいただきました定数条例の改正により、職員定数を372人から395人に増員し段階的な職員数の増強を図るもので、平成30年度から実施してまいります。

また、大量退職期につきましては、長年にわたり現場活動で培った豊富な知識と経験を備えた職員が大量に退職する反面、育成・指導が必要な新人職員が増え、消防力に影響を与えることが危惧されますので、幹部職員及び若い職員の計画的な人材育成の強化を図り、人員管理に努めてまいります。

以上で答弁を終了いたします。

○議長（山口文明） 林 修三議員。

○7番（林 修三） ご答弁ありがとうございました。(1)の質問についてですが、10年間で123人の退職者という答えでございましたが、単純に年平均しますと12人、13人ずつ減っていくという割合になります。大変多くの方が辞められていくということで、ぜひ適正なる補充策を継続的に、また年齢のギャップもあるでしょうから、その辺を計画的に今後ともよろしくお願ひしたいなと考えます。

(2)の適正数についてでございますけども、このあと395人まで増員するというご答弁を頂きました。現在に23人プラスということでありまして、大変心強くありがたいことであると思っておりますが、それでもなお適正人数425人には、マイナス30人ということでおよばないところでございます。働き方改革が叫ばれている中でございますので、職員に負担がかからない環境づくりを今後とも一層努めて頂ければと思うところでございます。

続いて、質問の2、救急搬送の状況についてでございますけど、(1)救急自動車を利用する者のマナー等を含め救急搬送利用者の現状についてお伺ひいたします。また(2)として将来的に予想している救急需要の増加に対して、消防組合として考えている救急搬送体制の具体的な対応策についてお伺ひするものでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（山口文明） 警防課長。

（警防課長 立崎俊和 登壇）

○警防課長（立崎俊和） 警防課長の立崎俊和です。林 修三議員のご質問にお答えいたします。

救急自動車を利用する者のマナー等を含め、救急搬送利用者の現状について及び将来的に予想している救急需要の増加に対し、消防組合として考えている救急搬送体制の具体的な対応策についてのご質問でございますが、当消防組合の救急出動件数は年々増加傾向にあり、平成20年と平成29年を比較しますと、年間で2,835件、30.9%の増加となっております。救急搬送された方の年齢区分別の状況は、65歳以上の高齢者の割合が59.4%と約6割を占め、傷病程度別の状況は軽症の割合が48.26%と約半数近くを占めているのが現状であります。

当消防組合といたしましては、現状の救急体制を維持し、効果が期待できる救急車の適正利用に関する事業等について普及啓発活動を推進すると共に、救急隊についてはICT化を推進し救急車運用の効率化を図るなど対応について検討してまいります。

以上で答弁を終了いたします。

○議長（山口文明） 林 修三議員。

○7番（林 修三） ご答弁の中で、65歳以上の高齢者の割合が59.4%ですか、約60%と高いようでございまして、今後ですね、高齢化社会において、なお一層高まっていくことが想定されます。ご存知のように救急体制というものには1分1秒を争う、当事者にとっては1分1秒を争うことによつての命まで及ぶものでございますので、この利用者が高まることに加えて、出動体制をより一層強化していく必要があるんじゃないかと考えますので、マナーの点でも問題があるようでございますけど、その辺を含めて適切な対応策を望んでいきたいと考えます。また、ICTを推進していくという答えがありました。このことについては、大きな期待を持つものでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に質問3の、消防施設の現状と課題についてでございますが、消防組合が策定した公共施設等総合管理計画の中で、消防施設の現状や課題等について書かれていたが、現状の消防署所の充足率81.8%に対する今後の考え方についてお伺ひいたします。

○議長（山口文明） 消防長。

○消防長（豊田光弘） 消防長の豊田光弘です。林 修三議員のご質問にお答えいたします。

当消防組合が策定いたしました公共施設等総合管理計画上の消防施設の現状と課題及び消防署所数に対する充足率に係る今後の考え方についてのご質問でございますが、現在の当消防組合の消防署所につきましては、佐倉市内に消防本部、2署4出張所、また八街市内に1署1出張所、そして酒々井町に1署と、以上の1本部4消防署5出張所の計9署所を設置している状況でございます。

公共施設等総合管理計画の中の充足率81.8%は総務省消防庁が示す「消防力の整備指針」に基づき算出したもので、基準には満たない状況でございます。

今後は、消防需要に配慮しつつ、構成市町と十分な調整を図りながら消防力の強化に努めてまいります。

また、現在の施設につきましても計画的に保全を行い、施設の長寿命化に努めトータルコストの縮減並びに平準化を図りながら計画的な改修等を行い、耐用年数の延長に向け新設と併せて検討してまいります。

以上で答弁を終了いたします。

○議長（山口文明） 林 修三議員。

○7番（林 修三） ご答弁ありがとうございます。ご存じのとおり、この組合は佐倉市、八街市そして酒々井町の三つの市町からなる組合でございますので、大変範囲が広がります。その広い範囲の中の消防施設を充足していくというのは大変難しいことであろうかと思ひますが、ただ市民、町民によっては、先ほどの救命の1分1秒を争う、そういったものを同じ考え方で充足率がより100%に近づいて欲しいという願ひはあります。生命を守るためには必要不可欠な施設でございますので、どうぞ今後ともですね、スパン的にはかなり年数がかかろうかと思ひますが、スピード感を持ってですね、少しでも早くに100%に近づく向きに対応していただきたいというようなことをお願ひしたいと思ひます。

私共にも出来ることがあると思ひますので、そういう面では、わたくしも支援していきたいと考えておりますのでどうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

先ほども申し上げましたが、働き方改革や施設等の課題が山積しておりますけども、どうぞ市民、町民のための消防活動に今後ともご尽力くださいますようお願いいたしまして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山口文明）これにて、議員番号7番 林 修三議員の一般質問を終結いたします。

◎閉会の宣言

○議長（山口文明）以上をもちまして、平成30年2月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会を閉会いたします。

(午後4時38分)

上記のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議 長 山 口 文 明

署名議員 鈴 木 昭 三

署名議員 林 政 男